

第 17 回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成 22 年 3 月 29 日（月）18 時 30 分～20 時 40 分

2 開催場所

四万十町十和総合支所 3 階会議室 B

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、山脇 峯一、川村 英子、宮脇 晴信、林 長生
奥宮 正洋、船村 覚、佐藤 恵司、林 伸一、宮脇 昌子
10 名出席

・事務局：企画課 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任

・傍聴人 0 名

4 議事

「前文」について

「総則」の章について

「まちづくりの基本理念」の章について

5 会議結果（要旨）

この議事は条例の重要な部分であり、時間を掛けて検討しなければならない事項と考える。

事務局より資料に基づき説明を行なう。

■「前文」について

事務局の説明に対する質問はないか。

・条例制定の背景の例文に「少子高齢化、過疎化が進み、私たちを取り巻く社会は変化していますが、」の記述があるが、20 年後、30 年後には変化している可能性もあり、この前文が変わらないものなら、現状と合わなくなることもある。

「事務局」

この条例には、見直し規定を設けており、社会情勢と合わない状況が生じた場合は手

続きを取って変更できることとなっている。ただし、条文の変更を検討することはあるが、前文の変更は想定していない。

- ・ 前文が直接条文に影響を及ぼすものではなく、この条例の説明的なものとするが、長い期間このまま残るならば、この表現は削除するべきと考える。
- ・ 制定時点での状況で、表現しても良いのではないか。

委員それぞれの思いを出し、それを絞込みながら文書化するなど、進め方について諮りたい。

個人的な考えになるが、「自然と共生し、持続可能な循環型の社会の構築を目指す」といったスローガンを設けて、検討を進めていくのはどうか。

起草委員会で起草し提起すればよいかもしれないが、委員個々の思いをまとめていきたいと考えている。

- ・ その気持ちもわかるが、町の職員のように、この条例の検討だけを専門に取り組むことはできない。自分達は、生活の中の限られた時間で資料に目を通し、意見を述べているが、なかなか資料以上のものを意見として出すことは難しい。

リーダーシップを職員が取って進めていくことも大切である。全町を見渡して日々考察している職員に素案を作成してもらうことも方法であり、各委員が日頃思っていることや感じる課題を出してもらい、それを基に整理しながら文書化していく方法もある。提案しにくいのなら起草委員会で、素案を作成することになるのだが。

「事務局」

関係会議を合わせれば20回を超える話し合いを重ね、この条例に携わった思いを込めて文章をつくってもらいたい。

資料に載せている例は、会議での意見が出しやすくするために、総合振興計画などから文書を抜粋し文書化したもので、それらしくなっているが制定への思いは入っていない。前文は、条文の前に置き、思い、考え方を表現する重要なもの、委員の思いを積み重ねたものにしたいと考える。

- ・ 「この町で、住み慣れた地域で、仲間といっしょに住んでいられる町であったよと思う。」などの様な、個人が町への思いを出せばよいのか。

「事務局」

前文を4つの内容から構成することを提案している。

例えば、「安心して暮らせる町」を「住み慣れた地域で、仲間といっしょに住んでいられる町」というように、委員の思いを出してもらえれば、それを活かした形で文章を構成していく。

歴史や文化などを各町村史から引用したりすることも考えられる。また、総合振興計画の中に町の特性は示されており、これを引用することも考えられる。総合振興計画と整合性を図ることも必要であろう。

- ・高知市の例があるが、自分達のことばで書いている。この様な形もあろう。
- ・分かりやすい表現である。

起草委員会で原案を作成し、それを基に検討を行なう形としたいが、いかがか。

異議なし

- ・町長、議会、住民が協働して町運営に取り組んでいくことを決めたものであり、「この決りは、みんなで守っていくもの」と盛り込んでもらいたい。
- ・どんな町にしたいか。未来が見えるもの、ビジョンを交えて前文はつくらなければならないと思う。最終的に目的がなければならない。
子ども達が幸せに暮らせる、夢をもてる町になればよいと思う。
- ・まちづくりとは、暮らしづくり「みんなの幸せの実現を」という表現を盛り込んでもらいたい。

■「総則」の章について

- ・「住民」の表現だが、他の条例では「町民」と表しているものもある。整合性を取る必要はないか。
- ・町民の方が違和感はないと思う。

「事務局」

定義を規定した条文で、「町民」と規定すれば、この条例のなかで「住民」と表現した部分が「町民」と変わることになる。

- ・「住民」の定義は、住んでいるものだけではなく、通学、通勤者、団体など広くとらえている。外から客観的に見て、意見を出してもらえることもあるだろう。
- ・外部者には、支援者となる方がいる反面、個人的な目的で地域を混乱させる方もいる。

この条例は最高規範となるものであり、他の条例に影響を及ぼすことになる。
定義にしても、検討委員会での合意が、解釈として規定されることとなり十分検討を要する。

■「まちづくりの基本理念」の章について

- ・住民を中心としたものに限定しているが、他の市町村では「環境との共生」「地域の自然や歴史文化、町民の知識経験などの資源をいかす」など、住民以外の視点も必要とする。

前文から基本理念につながると思うので、人が主体であることも大切だが、環境や自然保護、教育、歴史なども重要である。この部分を付け加えてはどうか。

重要な部分の検討であり、時間を必要とするが、スケジュール的に余裕はあるか。

「事務局」

各条文ができ、改めて全体を通した見直しを行なう、4月はその見直しを行なう予定であったので、時間はあるかと思う。

そうなれば、議会の部分の検討が気になるところであり、検討を申し入れしている議会の進捗状況が心配である。

自治基本条例については、議会運営委員会で検討されることになっており、検討委員会から議会に関する事項についての申込書もここで検討されることになる。

「事務局」

本日、議会運営委員会が開かれ、自治基本条例の議会に係る部分の協議がされた。

議会として、独自に議会に関する基本条例を検討する方向で意見がまとまった。

議会から正式に「申し込み」に対する報告が委員長にくると思うので、それにより判断していただきたい。

検討委員会との意見交換も実施されることになろうかと思う。

議会で、議会の基本条例を検討する方向になったが、検討委員会としては、議会の部分を除いたかたちで取りまとめるか、従来の検討どおり住民、議会、町を含む総合的なものとして、町長に報告するかの議論が出てくるのではないか。

総合的な形で取りまとめる考えは変わらない。議会に関する条文案をつくり議会に検討を申し込んでいる状況である。

議会に対しては、検討結果に基づく私たちとの意見交換の時間など、時間的余裕を保障する必要がある。議会の議論を踏まえて検討することになる。

- ・議会としては、議会基本条例をつくる考えか。

「事務局」

その方向で検討しているようである。

自治基本条例では、議会の責務など基本的部分を規定しているが、議会基本条例となると、個別条例としてより細かく総合的に規定したものになり、その検討には時間を要する。短期間での策定は困難である。

議会の検討結果を待つにしても、今後の予定を考えると余裕はあまりない。

- ・議員全員の意見を集約しながら検討を進めることになるので、時間を要する。

「事務局」

議会運営委員会は、各常任委員長も構成メンバーであり、ここで協議された内容を各常任委員会に持込、各常任委員会での協議結果を持ち寄り再検討する方法を取りながら進め、結果として全議員が携わる形を取るようである。

指摘のように時間を要することであり、議会としても頻繁に開催し、集中して議論を進める意向である。

議会基本条例も自治基本条例に影響を受ける個別条例であるので、まずは検討委員会案を検討してもらい、その検討結果を踏まえ、調整していきたい。

そのために、意見交換の機会を持つ必要がある。

- ・議会からの回答を待っての動きとなろう。

今回の検討事項については、事務局が委員の意見も活かしながら内容を再度見直し、その結果を基に起草委員会で検討し、次回の会で示すようにする。それで良いか。

異議なし

【検討結果】

起草委員会で素案をつくり、次回の会で示す。その素案を基に検討する。

■ その他

意見公募手続き条例への異議申立に対する議会からの回答並びに回答への見解について

議会からの回答文及び委員長の見解をまとめた通告書を示し、委員長より報告。

これからは、住民と議会と行政が、対等平等の関係で、参画・協働しながら自ら判断し、自らが行動していく自治体でなければならない。意見公募手続き条例は、そのためにつくられたものである。

この条例に固執する理由は、条例の検討に議会も行政も関与しているが、住民は関与できていない。私が強引ではあったが関与したことは、住民の参加を図りながら条例が制定された状況をつくるためであった。

制定の過程で住民が参加していなければ、生きたものにはならないとの思いからである。このことを理解してもらいたかった。

住民の立場として参加したが、住民からの意見を尊重した対応がなされていない。

この通告書の最後に示したが、「この条例制定の経過そのものが、今後のまちづくりの目指す方向を示唆するもので、住民がどの様に関わり、どのような役割を課すかが極めて重要である。」

議会の回答は、申立に対する疑念に答えていないものであった。

指摘した「条例等の案とともに、公表すべき関連資料」を具体的に特定し、条例に明記すること。

示した資料は、住民が判断するための資料として最低限に必要なものであり、規則など行政の裁量権に委ねず、条例に明記し、行政が義務として公表することを担保すべきであると指摘したが、何ら説明がなされていない。

このことは、行政は事務の負担が増えることとなり、住民は判断するための資料として必要でありため、両者の利害が相反する。意見が対立する原因となる。

利害が対立する事項の場合、利害対立する双方の意見を十分聞き、調整し、妥協点を見出す過程が大切だが、その手続きができていない。

修正意見を提出したものを招致せず、原案提出者を招致したこと。行政側は提案時に既に説明を終えているが、初めて提案した住民に対し、修正意見を提出した意図や目的、提出に至った経緯や背景などについて、なぜ説明を求めなかったのか回答されていない。

主権在民であり、住民からの意見を尊重すべきである。住民の立場にたって問題を解決すべきと考えるが、そのことについても説明がなされていない。

この条例そのものが、住民の参画、協働を目的で作られている条例であるため、議会は、その考えに沿って行動するべきある。

議会からの回答があるとは限らないが、こちらの考えを通告しておくこととした。

■ 次回会議の日程調整

第 18 回検討委員会

平成 22 年 4 月 16 日（金）

時間は、午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場所は、四万十町役場 東別館 2 階会議室